

産 政 号 外  
令和3年4月9日

関係団体 各位

山形県産業労働部長

新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、全国では、感染力や重症化リスクが高いとされる変異株が確認され、4月5日には隣県の宮城県をはじめとする3府県に、9日には東京都など3都府県にまん延防止等重点措置が適用されるなど、感染再拡大の動きが見られます。

また、県内では、3月中旬から新規感染者数が急増したことから、県と山形市、寒河江市が共同で県独自の「緊急事態宣言」を発出し、感染拡大防止のための緊急対策に取り組んできたところですが、連日2桁の感染者が確認されるなど、依然として高い水準にあり、更なる医療提供体制のひっ迫が懸念される所です。

そのため、県ではより一層の感染防止の取組みが必要と考え、4月9日に県危機対策本部本部員会議を開催し、寒河江市については「緊急事態宣言」を解除する一方、山形市については「緊急事態宣言」を延長することといたしました。

更なる感染拡大を何としても阻止するため、県民の皆様や事業者の皆様には、感染防止の取組みへの御協力をいただきたいと思いますと考えております。

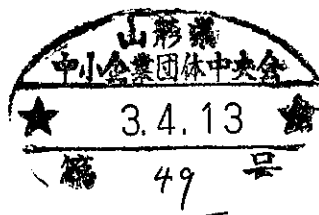
貴職におかれましては、感染拡大防止という趣旨を御理解いただき、別紙「新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）」の会員事業所等への周知について御協力賜りますようお願い申し上げます。

<参考>

- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」

（内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ内）

<https://corona.go.jp/prevention/>



〔担当〕

山形県産業労働部商工産業政策課

課長補佐 庄司

TEL:023-630-2134

令和3年4月9日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

各事業者様

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
本部長 吉村美栄子

### 新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染につきましては、全国では、感染力や重症化リスクが高いとされる変異株が確認され、4月5日には隣県の宮城県をはじめとする3府県に、4月12日には東京都など3都府県にまん延防止等重点措置が適用されるなど、感染再拡大の動きが見られます。

また、県内では、3月中旬から新規感染者数が急増したことから、県と山形市、寒河江市が共同で独自の「緊急事態宣言」を発出し、感染拡大防止のための緊急対策に取り組んできたところですが、連日2桁の感染者が確認されるなど、感染の状況は依然として高い水準にあり、更なる医療提供体制のひっ迫が懸念されるところです。

そのため、県ではより一層の感染防止の取組みが必要と考え、本日、県危機対策本部本部員会議を開催し、寒河江市については「緊急事態宣言」を解除する一方、山形市については「緊急事態宣言」を延長することといたしました。

つきましては、事業者の皆様には、更なる感染拡大、医療提供体制のひっ迫を防ぐため、改めて、業種別の「感染拡大予防ガイドライン」や別紙の感染防止の取組みをお願いしたいと存じますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### <参考>

- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」  
(内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページ内)  
<https://corona.go.jp/prevention/>

## 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

県内では、3月中旬から感染者が再上昇しはじめ、特に村山地域における新規感染者の急増により、医療提供体制がひっ迫したことから、山形市と寒河江市と共同で県独自の「緊急事態宣言」を発出し、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施してきました。

しかしながら、宣言発出後も、山形市では連日のように2桁の新規感染者数が確認されるなど、感染拡大に歯止めがかからない状況にあることから、山形市を対象とした「緊急事態宣言」の対象期間を延長し、引き続き緊急対策を実施することといたしました。

また、4月5日には隣県の宮城県をはじめとする大阪府、兵庫県の3府県に、4月12日には東京都、京都府、沖縄県の3都府県にまん延防止等重点措置が適用されるなど、全国的にも感染再拡大の動きが見られます。

このため、一層の感染防止の取組みが必要ですので、以下のことについて御理解、御協力をお願いします。

### 1 基本的な感染防止対策について

県民の皆様には、感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

事業者の皆様には、従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」遵守の徹底をお願いします。

### 2 感染が多い地域との往来について

- ・ 政府のまん延防止等重点措置の対象区域（宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県）との往来は可能な限り控えてください。（5月5日（東京都は11日）まで）
- ・ 3月21日まで政府の緊急事態宣言の対象となっていた地域（埼玉県、千葉県、神奈川県）との往来は慎重にしてください。（4月25日まで）

- ・ 4月2日現在で直近1週間の10万人あたりの陽性者数が15人以上（政府のステージⅢの指標）となっている地域（奈良県、愛媛県）や変異株が確認された地域との往来は十分に注意してください。（4月25日まで）

※なお、いずれも通勤通学や入学、就職などのための往来は除きます。

- ・ テレワークやオンラインを積極的に活用してください。
- ・ 往来が必要な場合でも、訪問先では、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」を徹底し、会食は控えてください。
- ・ 県外（特に感染が多い上記の地域）からの来県者との会食は控えてください。

### 3 年度始め等における会食について

歓迎会、飲食を伴う花見及びこれに類するものについては、次の感染防止の取組みの徹底が図られない場合は、会食を控えてください。

#### 【感染防止の取組み】

- ・ 普段一緒にいる人と、少人数・短時間で
- ・ 会場は、業種別ガイドラインを遵守している施設で
- ・ 会話の際はマスクを着用する
- ・ 体調が悪い人は参加しない
- ・ 飲酒を伴うカラオケは控える  
(弁当やテイクアウトを活用する)

### 4 高齢者や持病のある方等の感染防止について

高齢者や持病のある方及びその家族、また、介護施設など普段高齢者と接する機会が多い方は、会食をできる限り控えてください。

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。

以上